

～消費税率の引き上げに伴い～ 平成26年4月1日から 上・下水道等料金が変わります

消費税率の改定（5%から8%に引き上げ）に伴い、平成26年4月1日から上・下水道等の料金（使用料）を、増税分の3%を上乗せし変更させていただくことといたしました。

3月31日以前から継続して使用されている場合の新料金は、平成26年4月の検針日以降に使用される分からの適用（改正消費税法附則第5条第2項の経過措置適用）となるため、平成26年6月請求分（5月検針分）から変わります。

【水道料金】家事用基本料金は、現行2,100円が2,160円（60円増）となります。超過料金は11㎡から20㎡までを1㎡毎216円（6円増）、20㎡超を1㎡毎206円（6円増）になります。

水道料金表（料金表抜粋） 平成26年4月1日適用

用途区分	今までの水道料金		超過料金 (1㎡当たり)	引き上げ後の水道料金	
	基本料金			基本料金	
	水量	料金		水量	料金
家事用	10㎡	2,100円	11㎡～20㎡まで	2,160円	11㎡～20㎡まで
			20㎡超		20㎡超
業務用	20㎡	4,520円	250円	20㎡	4,649円
営農用	50㎡	6,400円	110円	50㎡	6,583円

【下水道使用料・農業集落排水使用料】基本使用料（一般の汚水）は、現行1,800円が1,852円（52円増）となります。超過料金は1㎡毎185円（5円増）になります。

下水道及び農業集落排水使用料表 平成26年4月1日適用

種別	今までの使用料			引き上げ後の使用料		
	基本使用料		超過料金 (1㎡当たり)	基本使用料		超過料金 (1㎡当たり)
	水量	料金		水量	料金	
一般の汚水	10㎡	1,800円	180円	10㎡	1,852円	185円

【個別排水使用料】人槽別に使用料を改定いたします。

個別排水使用料表（使用料表抜粋） 平成26年4月1日適用

区分	今までの月額使用料			引き上げ後の月額使用料			引上額
	基本料金	人槽別料金	合計使用料	基本料金	人槽別料金	合計使用料	
5人槽	2,000円	700円	2,700円	2,057円	720円	2,777円	77円
6人槽	2,000円	840円	2,840円	2,057円	864円	2,921円	81円
7人槽	2,000円	980円	2,980円	2,057円	1,008円	3,065円	85円
8人槽	2,000円	1,120円	3,120円	2,057円	1,152円	3,209円	89円
10人槽	2,000円	1,400円	3,400円	2,057円	1,440円	3,497円	97円

なお、町営住宅本岐第2団地にお住まいの方は、使用者按分方法により2,200円/月が2,263円/月（63円増）となります。

問い合わせ先 建設課水道住宅グループ ☎76-2151（内線253・254）

津別町 空き家等撤去 促進事業

全国的にも空き家や廃屋の増加が深刻な問題となつていきます。居住者がおらず、十分な管理がされていないこれらの家屋は、町の景観を損ねるほか、倒壊の恐れや治安の悪化が心配されています。町では、良好な生活環境を守り、美しい景観向上のための取り組みとして、今年度もこのような家屋を自主的に取り壊す方に費用の一部を助成する「津別町空き家等撤去促進事業」を実施します。

空き家・廃屋を自主的に取り壊す方に 費用の一部を助成します

対象となる家屋
3年以上使用していない、または今後使用する見込みのない空き家と、放置されたまま荒廃している廃屋が対象です。範囲は、いずれも住宅（店舗等との併用住宅を含む）とそれに附属する物置などの附属家のみであり、工場や倉庫は該当になりません。

対象となる所有者
町内在住の有無や個人・法人を問いません。所有者が代理の方に申請を依頼する場合は、委任状等の書類が必要となります。

対象となる事業
津別町内の業者が取り壊しを行う場合のみ対象となります。町外の業者が請け負うもの、また、個人が行うものは対象外です。

対象となる金額・補助額
対象となる工事金額は50万円以上です。補助額は、工事金額の2分の1以内とし、50万円を上限とします。実質の補助額は、25万円から50万円となります。

なお、申請する場合、業者からの見積書が必要となりますので、申請

前に必ず業者へ相談し、見積書を取ってください。
今年度の事業は、20件分を予定しております。
申請が多い場合は、翌年度に事業を行うこともあります。
この事業の活用を希望される場合は、役場の担当までご相談ください。



空き家等撤去促進事業 Q & A

- Q 建て替えを目的として、古い住宅を壊した場合は、対象となる？
- A 住宅の建て替えを行うための取り壊しは対象外です。
- Q 取り壊すと固定資産税が上がると聞いたのですが？
- A 住宅の建っている土地は、税の軽減措置がされているので、住宅を取り壊した場合、土地の税額が上がる場合もあります。詳しくは、税務担当にご相談ください。
- Q 申請に必要な書類は？
- A 申請書類一式は役場の担当課にあります。業者からの工事見積書も必要なので、まず、町内業者に相談してください。

問い合わせ先
建設課 水道住宅グループ
☎76-2151
(内線252、255)